

政令第 号

気象業務法施行令及び計量法施行令の一部を改正する政令

内閣は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項及び第二項、第十三条の二第一項、第十五条第一項並びに第十五条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（気象業務法施行令の一部改正）

第一条 気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、「規定による」の下に「気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての」を加え、「区分に従い」を「上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について」に改め、同条の表地面現象注意報の項中「地面現象注意報」を「土砂崩れ注意報」に、「山崩れ、地滑り等」を「土砂崩れ」に改め、同表波浪注意報の項の次に次のように加える。

洪水注意報

洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

第四条の表地面現象警報の項中「地面現象警報」を「土砂崩れ警報」に、「山崩れ、地滑り等の地面現

象」を「土砂崩れ」に改め、同表海面水温予報の項から浸水警報の項までを削り、同条に次の一項を加える。

2 法第十三条第二項の規定による津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
海面水温予報	海洋の表面における水温の予報
海流予報	海流の状況の予報
海水予報	沿岸における海水の状況の予報
浸水注意報	浸水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸水警報	浸水に関する警報

第五条中「区分に従い」を「上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について」に改め、同条の表地面現象特別警報の項中「地面現象特別警報」を「土砂崩れ特別警報」に、「山崩れ、地

滑り等の地面現象」を「土砂崩れ」に改める。

第八条中「次に掲げるところにより」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知

先に」に改め、同条第一号中「の種類及び通知先」を「をした場合 次の表の上欄に掲げる警報の種類に

応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先」に改め、同号の表中

地面現象警報
洪水警報

を

土砂崩れ警
洪水警

報	報
---	---

に改め、同条第二号及び第三号中「の種類及び通知先」を「をした場合 次の表の上欄に掲げる警

報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 法第十四条の二第二項又は第三項の規定による警報をした場合 消防庁、都道府県、東日本電信電

話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

第九条中「区分に従い、」を「上欄に掲げる特別警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知

先に」に改め、同条の表地面現象特別警報の項中「地面現象特別警報」を「土砂崩れ特別警報」に改め

る。

(計量法施行令の一部改正)

第二条 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第十二号中「第九条」を「第九条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附 則

この政令は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十一月三十日)から施行する。

理 由

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行に伴い、気象業務法施行令及び計量法施行令の規定の整備を行う必要があるからである。